

## 協 定 書

福岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、福岡市訪問型在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施に関し、次のように協定を締結する。

### （事業の実施）

第1条 福岡市訪問型在宅レスパイト事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、乙は事業を実施し、甲はこれに対し給付費（以下「訪問型在宅レスパイト給付費」）を支給する。

### （法令等の遵守）

第2条 乙は、事業の実施にあたり、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示等を遵守し、事業を誠実に履行するものとする。

### （訪問型在宅レスパイト給付費の支給）

第3条 甲は、乙から訪問型在宅レスパイト給付費の請求があったときは、実施要綱等に照らして審査の上、支払うものとする。

### （報告等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、乙若しくは乙の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係関係者に対して質問させ、若しくは乙の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

### （記録の整備）

第5条 乙は、実施要綱に基づくサービスの提供に関して、甲が別に定める記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

### （訪問型在宅レスパイト給付費の返還）

第6条 甲は、乙が訪問型在宅レスパイト給付費を不正又は不当に請求受領した場合において、甲から訪問型在宅レスパイト給付費として交付した金額の一部又は全部の返還を求めることができる。

2 乙は、甲から訪問型在宅レスパイト給付費の返還を求められた場合は、速やかに返還しなければならない。

### （登録の抹消等）

第7条 甲は次のいずれかに該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が、不正に訪問型在宅レスパイト給付費の請求を行ったとき。
- (2) 乙が、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 乙が、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示に違反したとき。

第8条 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い、協定を解除することができるものとする。この場合にお

いて、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。））。以下「構成員等」という。）であるとき。
- (2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
- (4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
- (5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
- (7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 この協定有効期間満了日までに、甲、乙双方から協定終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。

3 自動的に更新する場合の協定有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市  
福岡市長

印

乙

印

事業所名称：  
事業所所在地：